

平成28年度

臨時職員募集要項

平成29年4月以降 随時採用予定

支援員

(生活支援員・就労支援員)

求める人物像

**「変化」を常を感じ取り、
「次に何ができるか」を考え行動できる人**

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 臨時職員募集要項

平成29年4月以降 随時採用予定

1 採用職種・採用予定人員・応募資格等

職 種	採用予定人員	要 件	主な職務内容
生活支援員	若干名	障がいのある方への支援経験がある人が望ましい。	生活介護支援施設（日中）において、心身に障がいのある成人への日常生活支援、作業支援等の業務に従事します。

※採用後の職名は、「支援員」となります。

職 種	採用予定人員	要 件	主な職務内容
就労支援員	若干名	障がいのある方への支援経験がある人、自主製品の製作・販売に意欲のある人が望ましい。	就労支援施設（日中）において、心身に障がいのある成人への日常生活支援、就労支援等の業務に従事します。

◎自主製品として、軒花、陶芸製品、革工芸製品、アート製品等の製作、販売をしています。その他、喫茶コーナーの運営もしています。

※採用後の職名は、「支援員」となります。

ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 就業場所

<p>浜松市発達医療総合福祉センター （はままつ友愛のさと）</p>	<p>浜松市浜北区高菌 775 番地の 1</p>
---	---------------------------

3 雇用期間

(1) 雇用期間

雇用期間の定めあり。

※最長3年を限度に更新の可能性があります。また、成績良好な人は3年経過後に準職員への登用の可能性があります。(正規職員への登用の可能性もあります。)

なお、応募書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用を取り消すこととなります。

(2) 就業時間

原則として、月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで(休憩時間60分)

1日の実勤務時間 7時間45分

休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
年末年始(12月29日から1月3日まで)

休暇

年次有給休暇(採用6ヶ月経過後8割の出勤率で法定どおり付与します)
その他特別休暇等があります。

4 賃金等与

(1) 給与は本事業団の規定に基づき支給します。

(平成28年4月採用者の賃金実績)

職種	区分	金額
支援員(資格有)	時間額	1,150円
支援員(資格無)	時間額	1,050円

※資格：社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士のいずれか

※このほか、通勤手当、時間外勤務手当、さらに1週間の所定勤務時間が30時間以上の人には最高54日分(平成28年度実績)の特別手当を支給します。

なお、社会情勢の状況により変動があります。

賃金の計算期間 月末

賃金支払日 翌月20日

(2) 社会保険の加入(勤務時間に応じて法定どおり加入します)

健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険(1週間の所定勤務時間が30時間以上の場合)

(3) その他 福利厚生制度があります。

5 応募手続

電話連絡（Tel053-586-7783 担当：堀内）後、下記の書類を提出して下さい。

提出書類	(1) 履歴書（J I S規格 写真を貼付したもの） (2) 職務経歴書（就業経験のある人）（形式自由） (3) <u>職務内容に関する免許・資格の写し</u> (4) その他の医療・社会福祉・教育等に関連する免許・資格を有する人はその写し
提出先	提出書類を封筒に入れ、封筒の表に「 臨時職員（〇〇支援員 応募） 」と朱書きしてください。 郵送又は持参にて下記のところへ提出してください。 〒434-0023 静岡県浜松市浜北区775番地の1 浜松市発達医療総合福祉センター内 浜松市社会福祉事業団事務局（担当：堀内）
受付期間	平成29年2月6日（月）から (ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除きます。) 受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。 郵送の場合は「 <u>簡易書留郵便</u> 」の利用をお奨めします。

6 選考・試験の方法

日 時	随時（書類受理後、電話でお知らせします。）
会 場	浜松市発達医療総合福祉センター
試験内容	書類選考・面接試験
結果通知	面接終了後に1週間以内に随時お知らせします。 合否にかかわらず、本人あて直接通知します。

7 その他

試験内容に関する問い合わせには応じられません。

提出書類に記載された個人情報については試験及び採用事務以外に使用することはありません。

その他この試験について不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒434-0023 静岡県浜松市浜北区高藪775-1 浜松市発達医療総合福祉センター内
社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 事務局（担当 堀内）

T E L : 053-586-7783 F A X : 053-586-8807 E-mail : honbu@h-hattatsu.com

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団の概要

事業所	浜松市発達医療総合福祉センター（浜松市浜北区高菌775番地の1） 子どものこころの診療所（浜松市中区鴨江2丁目11番1号） 浜松市発達相談支援センタールピロ（浜松市中区鍛冶町100-1 ザザシティ中央館5階） ひまわりひくまの丘（浜松市中区曳馬6丁目22-19）
勤務時間 休日・休暇等	8時30分から17時15分まで（休憩時間60分） 日曜日、土曜日、祝日、年末年始6日、 年次休暇（1年間に20日、未使用分は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。） のほかに特別休暇、夏期厚生休暇5日、リフレッシュ休暇2日等
社会保険等 定年制 退職金制度 再雇用制度 事業の特徴	健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険 60歳 有り 65歳まで 浜松市社会福祉事業団は浜松市が設置した「浜松市発達医療総合福祉センター、 子どものこころの診療所」の指定管理業務の指定を受け、「浜松市発達相談支援セン ター ルピロ」、「浜松市発達支援広場」事業等の業務を受託しています。

【 浜松市発達医療総合福祉センター 】 <http://www.h-hattatsu.com/>

在宅で心身に障がいのある方の身辺自立や社会参加を促進するために、市民の友愛と連帯に支えられた地域の障がい福祉の拠点となるべく、平成4年7月1日に開設されました。

《 相談支援事業所 シグナル 》

《 友愛のさと診療所 》

診療科：小児科（小児神経科）、精神科（児童精神科）、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科

《 療育センター 》

《 児童発達支援センター ひまわり 》 定員80名

《 生活介護・就労継続支援施設「かがやき」 》 定員50名

生活介護40名、就労継続支援10名

《 就労継続支援施設 「はばたき」 》 定員20名

《 障害者生活介護施設 「ふれんず」 》 定員20名

《 地域活動支援センター オルゴール 》 定員15名

《 身体障害者福祉センター 》

【 子どものこころの診療所 】 http://park3.wakwak.com/~kodomo_kokoro/

概ね中学3年生までの子どものこころの問題を医師を中心に専門スタッフが医療面から支援します。平成23年9月に開設されました。

診療科：精神科（児童精神科）、小児科

【 浜松市発達相談支援センター ルピロ 】 <http://park19.wakwak.com/~rupiro/>

発達障がいがある、またはその疑いがある方とその家族または関係機関からの相談を通して、発達障がいがある方のライフステージに合わせた効果的な支援のネットワークを作り上げています。浜松市の発達障害者支援センターとして平成20年6月に業務を開始しました。

【 ひまわり ひくまの丘 】

心身の発達の遅れのある就学前の幼児を対象に、親子通園グループでの療育支援を行います。平成28年4月に開設されました。

詳細はホームページをご覧ください。